

初度の入札時に提出する工事費内訳書の作成方法

初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、持参すること。

内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあつては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- 1 工事費内訳書は、公表用積算内訳書を参考に作成してください。
様式は任意ですが、エクセルファイルを用意していますのでご利用ください。
ファイル名：「工事費内訳書参考様式.xlsx」
- 2 積み上げの計算式は入っていませんので、式を入れるか、金額を入力してください。
- 3 公表用積算内訳書にない項目がある場合は、適宜欄を追加してください。
現地確認等により資材の数量等に違いがある場合は、修正願います。
- 4 下記を参照の上、適宜作成した表紙を付け、入札書と同一の記名押印をした上で、社名と工事名を記載した封書に入れてください。

【入札公告抜粋】

5 入札執行の場所及び日時

(1)、(2) 略

(3) 公表用「北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター微生物試験室エアコン設置工事」積算書の項目に対応する金額を記載した工事内訳書（以下「内訳書」という。）を作成すること。

(4) 内訳書は、初度の入札書提出時に、封入の上、入札者（代理人をして入札をした場合にあつては、当該代理人）の氏名を表記して入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する箇所に提出すること。また、提出した内訳書については、書き換え、引き換え、又は撤回をすることは認めない。なお、内訳書の提出がない入札者の入札は無効とする。

(5) 当該内訳書が、次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。

ア 内訳書の記載金額（合計金額）その他当該内訳書の要件が確認できない場合

イ 内訳書に記名押印がない場合

ウ 入札書（代理人による入札の場合にあつては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合

エ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

オ 内訳書の様式の項目に対応した金額が確認できない場合

(6) 内訳書の提出がない場合や内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあつては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

(7)、(8) 略